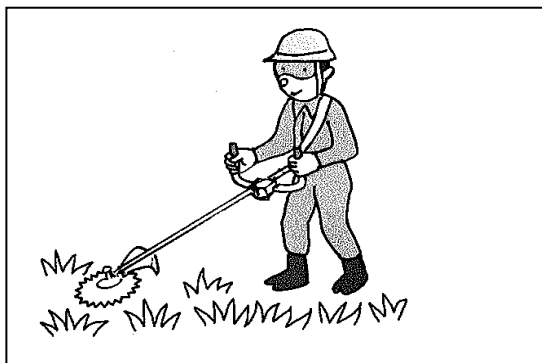


【安全衛生教育】

刈払機取扱作業者に対する 再教育（４時間コース）のご案内



一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F
TEL 011-251-0708 FAX 011-251-0710

刈払機を使用して作業をする場合は、労働安全衛生法の定めにより、事業者は当該作業に従事する者に対し「安全衛生教育」を受講させるよう指導されています。

また、当該教育を修了後、一定期間（概ね5年以上）経過した方については、知識・技能の再確認および最新の安全対策の周知を図る観点から、「安全衛生教育（再教育）」を受講することが望ましいとされています。当協会では、安全衛生団体として、本講習を行っております。なお、受講者が15名程度お集まりの場合には、「出張講習」も承っております。

開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 講習カリキュラム（学科４時間）

科 目		講 習 内 容	時 間
学 科	・ 刈払機に関する知識	・ 刈払機の構造及び機能の概要と選定	4時間
	・ 刈払機を使用する作業に関する知識	・ 作業計画の作成等、刈払機の取扱い、作業の方法	
	・ 刈払機の点検及び整備に関する知識	・ 刈払機の点検・整備、刈刃の目立て	
	・ 振動障害及びその予防に関する知識	・ 振動障害の原因及び症状、予防措置	
	・ 関係法令	・ 労働安全衛生関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	
計			4時間

2 受講申込みの手続き

受講申込書（別紙）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

(1)安全衛生教育修了証の写し（顔写真が判明できるよう複写願います。）

(2)写 真：６ヶ月以内に撮影した顔写真１枚（縦3cm×横2.5cm 裏面に氏名を記入してください。）
上三分身・正面・脱帽のもので背景無地。頭部の上に4mm程度のスペースを確保し、
頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。

(3)受講料：10,000円（税込、教本代含む）

3 受講時に持参するもの

学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン）等を持参してください。

4 修了証の交付

全ての講習カリキュラムを修了された方には、当協会より「修了証」を交付します。